

くまもと出会いサポートセンター協賛企業 募集要項

第1 目的

くまもと出会い系サポートセンター（以下、「センター」という。）が実施する結婚支援事業の趣旨に賛同し、その運営を支援するサービス又は協賛品を提供する企業・施設・団体（以下、「協賛企業」という。）を募集することにより、社会全体で出会い系や結婚を応援する環境づくりを推進することを目的とする。

第2 登録要件

センターが実施する結婚支援事業の趣旨に賛同し、県内に拠点がある企業・施設・団体等（以下、「団体」という。）であって、次のいずれにも該当しない団体であること。また、第3に定める協賛内容のいずれかを既に実施している、又は実施することが確実である団体であること。

- (1) 結婚相談、お見合い、又は結婚のあっせん等を業として営む団体
- (2) 宗教又は政治活動を主たる目的とした団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成23年法律第122号）第2条に規定する営業又は風俗営業に類似した業種を行う団体
- (5) 風俗営業類似の業種を営む団体
- (6) 消費者金融業を営む団体
- (7) 商品先物取引の業種を営む団体
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う団体
- (9) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るもの除く）を営む団体
- (10) 法令に違反している又はそのおそれがあると認められる団体
- (11) その他協賛企業として適当でないと認められる団体

第3 協賛内容

協賛企業は、次のいずれか、又は全部を行うこと。なお、営利を目的としない公益的な活動に限るものとし、その具体的な内容については、協賛企業とセンターが協議して決定するものとする。

- (1) サービス提供

センターが実施する事業に対して、会場・施設の提供（お見合い場所は除く。）やスタッフの派遣、一般（外部）向け広報支援等により運営協力を買う。

(2) 協賛品の提供

成婚されたカップルや交際中のカップルに対して、結婚生活や交際の応援につながる商品や物品、割引券等の提供を行う。

第4 登録申込

登録を希望する団体は、次の手順で申込みを行うこと。この場合において、当該団体は、登録料を支払うことを要しない。

- (1) 第3に規定する協賛内容について、対面、電話、電子メール等によりセンターに事前相談を行うこと。
- (2) 団体は、事前相談後に「協賛企業登録申込書（様式1）」「誓約書（様式2）」に必要事項を記入し、電子メール、郵送、FAX等によりセンターに提出する。その際、協賛内容を補足する資料がある場合は、併せて提出すること。
- (3) センターは、申込内容の確認後、確認完了メールを団体宛に送信する。
- (4) 団体は、センターが指定するバナー広告用の画像等をセンターに提出する。

第5 協賛企業の決定

- (1) センターは、第4に定める登録申込があった場合は、提出された登録申込書等の内容を確認し、申込みを承認した場合は「協賛企業承認通知書（様式3）」により、不承認とした場合は「協賛企業不承認通知書（様式4）」により通知する。
- (2) 申込みを承認した場合で、第6に定める掲載基準を満たす場合はWEBサイトにバナー広告を掲載する。また、協賛品の提供があった場合は、併せてWEBサイトに協賛品を掲載する。

第6 バナー広告掲載基準

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、バナー広告として掲載しない。
 - ① 法令に違反している又はそのおそれがあると認められるもの
 - ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ③ 選挙、政党・政治団体等又は政治活動に関連するもの
 - ④ 宗教性のあるもの
 - ⑤ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
 - ⑥ 国内世論が大きく分かれているもの
 - ⑦ 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
 - ⑧ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - ⑨ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ⑩ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるものの

- (11) 占い、運勢判断に関するもの
 - (12) 私的な秘密事項の調査に関するもの
 - (13) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く）に関するもの
 - (14) デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
 - (15) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
 - (16) 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの
 - (17) 青少年の健康、精神、教育に有害なもの
- (2) WEB サイトに掲載する広告だけではなく、当該広告がリンクしている団体の WEB サイトの内容についても、WEB サイトの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で確認し、第 6 （1）に定める要件を準用する。
- (3) 他の WEB サイトを集合し、情報提供することを主たる目的とする WEB サイトで、第 6 （1）に定める要件に著しく反する内容を取り扱う WEB サイトを閲覧者に斡旋又は紹介している WEB サイトの広告は掲載しない。

第 7 登録期間

- (1) 第 3 （1）に定めるサービスの提供を行う協賛企業は、原則として登録日から 1 年間とする。ただし、協賛企業としての活動を継続している場合は、最終活動日から 1 年後までの期間とする。
- (2) 第 3 （2）に定める協賛品の提供を行う協賛企業は、原則として登録日から 1 年間とする。ただし、協賛企業としての活動を継続している場合は、最終の協賛品の配布完了日から 1 年後までの期間とする。

第 8 協賛品の納品

- (1) 協賛品の納品の時期及び場所は、協賛企業とセンターが協議して決定するものとする。なお、賞味期限があるものを納品する場合は、配付予定数を勘案し、複数回に分けて納品すること。
- (2) 協賛品の管理及び配布は、センターが行うものとする。ただし、特殊な協賛品については、協賛企業とセンターが協議して決定するものとする。
- (3) 協賛品に瑕疵があった場合は、協賛企業が代替品との交換又は修復を行うものとする。

第 9 登録の変更・辞退

登録内容の変更又は登録の辞退を希望する場合、協賛企業は速やかに「登録変更届（様式 5）」、又は「登録辞退届（様式 6）」をセンターに提出すること。なお、納品済の協賛品に関しては返還しないものとする。

第10　登録の取消

協賛企業が次のいずれかに該当すると認められるときは、センターはその登録を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録されたとき
- (2) 第2に定める要件を満たさなくなったとき
- (3) その他、登録を取り消すことが適当であるとき

第11　協賛企業登録申込先

くまもと出会いサポートセンターKumarry

〒860-0802 熊本市中央区中央街 6-7 東洋銀座ビル 4F

TEL : 096-326-3378 FAX : 096-326-5550

E-mail : kumarry@kumarry.com

附 則

この要項は、令和7年12月11日から施行する。

協賛企業登録申込書

年 月 日

くまもと出会いサポートセンター長 殿

協賛内容	<input type="checkbox"/> サービス提供（会場・施設の提供やスタッフの派遣、広報支援等） <input type="checkbox"/> 協賛品の提供（結婚生活や交際の応援につながる商品や物品、割引券等の提供）		
サービス提供内容 ＊サービス提供の場合			
協賛品の内容 ＊協賛品提供の場合	内容： 数量： 個 1カップルあたり： 個 納品時期：		
企業名称	(フリガナ)		
代表者職・氏名			
企業概要			
住所	〒 熊本県		
電話番号			
メールアドレス		FAX 番号	
HP アドレス			
WEB サイトへの バナー広告の掲載	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 *協賛品の提供があった場合は、協賛品も掲載します		
ご担当者	住所：〒 —		
	所属部署・役職：		
	氏名 (フリガナ)：		
	電話番号：	FAX 番号：	
	メールアドレス：		

＊ご記入後、電子メール、郵送、FAX 等によりセンターにご提出ください。

＊必要に応じて、協賛内容を確認できる補足資料を添付していただく場合があります。

誓約書

年 月 日

くまもと出会いサポートセンター長 殿

団 体 名
代表者職・氏名

くまもと出会い系センターの協賛企業としての登録に当たり、下記の項目に該当しないことを誓約します。

記

- 1 結婚相談、お見合い、又は結婚のあっせん等を業として営む団体
- 2 宗教又は政治活動を主たる目的とした団体
- 3 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又は風俗営業に類似した業種を行う団体
- 5 風俗営業類似の業種を営む団体
- 6 消費者金融業を営む団体
- 7 商品先物取引の業種を営む団体
- 8 法律の定めのない医療類似行為を行う団体
- 9 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）を営む団体
- 10 法令に違反している又はそのおそれがあると認められる団体

様式3

年　　月　　日

様

くまもと出会いサポートセンター長

協賛企業承認通知書

年　　月　　日付で申込みのあった、くまもと出会い系サポートセンターへの協賛に関し、下記により協賛者とすることを承認し、協賛企業として登録いたしましたので通知します。

記

1 協賛内容

(1) サービス提供 ()

(2) 協賛品の提供 ()

2 協賛（活動）期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

3 バナー広告掲載（有・無）

4 登録期間　　年　　月　　日迄

※ただし、協賛企業としての活動を継続している場合は、最終活動日又は最終の協賛品の配布完了日から1年後までの期間とする

様式4

年　　月　　日

様

くまもと出会い系サポートセンター長

協賛企業不承認通知書

年　　月　　日付で申込みのあった、くまもと出会い系サポートセンターへの協賛に関し、下記により協賛者とすることを不承認としましたので通知します。

なお、今回の結果にかかわらず、今後ともくまもと出会い系サポートセンターへのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 協賛内容

- (1) サービス提供 ()
(2) 協賛品の提供 ()

2 不承認とした理由

・

登録変更届

年 月 日

くまもと出会いサポートセンター長 殿

団 体 名

代表者職・氏名

下記のとおり、「協賛企業登録申込書」に記載した事項に変更がありましたので、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
団体名		
代表者職・氏名		
団体の所在地	〒 熊本県	〒 熊本県
TEL		
Mail		
FAX		
協賛内容		
HP アドレス		
ふりがな		
担当者名		
所属・役職		
担当者 TEL		
担当者 Mail		
その他		

※変更箇所のみご記入ください。

※協賛内容変更の場合は、必要に応じて協賛内容を確認できる補足資料を添付していただく場合があります。

登録辞退届

年 月 日

くまもと出会いサポートセンター長 殿

団体名
代表者職・氏名

下記のとおり、協賛企業の登録を辞退したいので、届け出ます。

記

辞退年月日	年 月 日
辞退の理由	
問い合わせ先	<p>【担当部署・担当者名】</p> <p>【連絡先】</p>